

令和2年度 第6回 犬山市国民健康保険運営協議会 議事録

日 時 令和3年2月3日（水）午後2時～2時59分

場 所 犬山市役所 2階205会議室

出席者 長野委員、日比野委員、榊原委員、舟橋委員、
木村委員、桑原委員、吉田委員、原 委員、
玉置委員、岡 委員、久世委員、丸山委員、
宮本委員

事務局 吉野健康福祉部長、河合保険年金課長、
舟橋保険年金課課長補佐、
保浦保険年金課統括主査

◆議事

（ 開 会 ）

河合課長

皆さん、こんにちは。今日は節分と言おうと思っていたんですが、百二十何年に1回、日にちがずれて昨日でした。ということで今日は立春。春は名ばかりで風が冷たい。そういう歌もありますが、その寒いなか今年度最後になります第6回運営協議会を始めたいと思います。ではいつものように会長の方からご挨拶をお願いします。

久世会長

皆さん、お忙しいなかお集まりいただきましてありがとうございます。今年度最後の国保運営協議会ということによりよろしくお願いいたします。時期も時期ですので、できるだけ早く、会議は終了したいなと思っております。今日報告事項がほぼですので、とは言いながらしっかりご意見をいただきたいところでもございます。よろしくお願いいたします。

河合課長

はい。ありがとうございました。次に配布資料ですが、予めお配りしていたのが次第と資料の1、年末に行いました答申の写し、それから資料2が県の本算定の結果、資料3がいつもの療養給付の表、それから資料4としてその他の報告事項とございまして、それだけお送りしてありましたが、今日ちょっと新しい情報がありましたので、国保実務の記事のコピーを1枚おつけしています。皆さんございますか。

次に本日の出席者でございますが、ご覧のとおり皆さん来ていただきましたので、運営協議会規則第5条の会議の成立要件は満たしております。それでは、早速会議に入らせていただきます。会議の進行は同じく規則第3条により会長にお願いしたいと思っております。

久世会長

まず議事に入る前に本日の議事録署名人を、私から指名させていただきます。被保険者代表の長野委員さん、お願いします。保健医・薬剤師代表の木村委員さんお願いします。では議題に入りたいと思っております。まず議題1答申について、私から本日の状況等についてご報告したいと思います。資料の1をご覧ください。概ね確認していただいたそのままのとおりになっています。ポイントとしては所得割のところを増やしたと、賦課限度額も法定のところに合わせて増やしているということで全体で1%ぐらいの増税という形で将来にも備えて、基礎控除部分の引き上げにも対応できるようにしたということです。市長ともお話をいろいろしていましたが、やっぱり将来的には心配なところも

あるので、しっかり議論していただいてありがたいということでした。何か副会長から補足があればお願いします。

玉置委員
久世会長

これと言ってないです。大丈夫です。

はい、何かご質問ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。では議題1を終わります。次に議題2の愛知県の本算定の結果について、今年1月20日に行われた書面会議の結果の報告を事務局よりお願いします。

舟橋課長補佐

はい、それでは資料2「令和3年度納付金の県本算定結果」をご覧ください。網掛けで少し色がついている部分が医療給付費分、後期支援金分、介護納付金分それぞれの数値ですが、太枠が1月20日に県が示した本算定後の数値です。右横が前回の運協でお示した仮算定時の数値になります。比較してみますと本算定で医療給付費分は△2,965万7,802円、率にして2.33%減少、後期支援金分は1,279万4,638円、3.00%増加、介護納付金分は438万7,879円、2.80%増加となりました。全体としては、本算定での県への納付金額は18億4,563万9,975円、仮算定時と比較すると△1,247万5,285円、0.67%の減少となりました。総額を県による犬山市の推計被保険者数1万4,317人で割りますと、1人当たり納付負担額は12万8,912円になりました。欄外は参考で令和元年度、昨年度の本算定額と比較しますと1.4%の減少となりました。説明は以上です。

久世会長

では、ご意見質問のある方お願いします。少し資料に目を通していただいて。まあ仮算定とほぼほぼ一致していると。

玉置委員
久世会長
玉置委員

はい。

はい。

数字としては、ほぼほぼ仮算定で言っていた数字とニアリーかなあと感じます。ただ後期高齢者分とか介護納付分がやっぱり若干ちょっと、増えてきているのかなというような、今後の心配も含めてね、あるんで。そういったところの、仮算定分がですね、今後やっぱりそういう今年分も加味しながらいかんのかなってということについて、事務局としてはどのような考えを持って見えるかな。

舟橋課長補佐

後期高齢者支援金については仮係数63,078円が確定計数では63,674円に、介護納付金は仮係数で75,720円だったものが確定計数では80,133円に増加しました。

玉置委員

今後もやはりそういうような傾向になってくるというふうに見ていいのかな。たまたま単年度こういうふうになったんだってということか。

河合課長

はい。県の説明としては、先ほど申し上げた介護と後期は介護保険とか、後期高齢者の保険に対して、すべての健康保険がそちらに仕送りをするという性質のものなので、それぞれ法律によって何分の1ずつ持ちましようということが決めてあるんです。介護保険本体や後期高齢者の医療費とかが上がっていけば、その単価はどんどん上がっていくということになります。ご存知のとおり介護保険は今後高齢化でどんどん給付費は上がっていくでしょうし、高齢化が進むと逆に支えている方の健保の総人数は減ってくるという結果として、1人当たりの単価が非常に上がってきているのが今回の本算定結果。さっきの仮係数ってのは要は1人当たり幾ら払わなきゃいけないかという金額なので、予測としては上がっていくだろうと思っています。ただ、正直にはこんなに上がると思ってなかったので、我々も予算は、仮算定をもとにこのくらいでいけると思っていました。結果的には介護と後期が上積みさせざるを得なかったとい

う状況です。まあ医療分が減りましたから全体で賄えるからいいのですが。そういう傾向です。だから今後、高く上がっていく状況は注視していかなければならないと思います。

久世会長

例えば、県の仮算定はこういうことも含めて、来年度も加味して出してくるんですか。

河合課長

今の単価は国が示します。県はそのまま1人当たり6万円だよって言ったらそれで被保険者等の数から計算をしますが、国の元数が年末に来ていたのを見たら、私も驚いたくらい増えてたので。ちょっと県としても、仮算定でもっとちゃんと見込めよというのは難しい制度かなと思います。

久世会長

そういう理由の説明は特にないんですか。

河合課長

そうですね。書面会議でしたので、特に質問をする機会もなかったのです。

久世会長雄

ご意見ありましたら。よろしいでしょうか。

舟橋課長補佐

それでは、資料3「国民健康保険 療養給付費の前年比較」をご覧ください。いつもお示しする月別の医療費の表ですが、10月、11月分まで数字が入っております。大体金額は3億1,500万から3億5,000万くらい、レセプト件数も1万9,000から2万件ぐらいで落ち着いている状態です。前年比較では11月診療分までで△336万9,021円、レセ件数では2万2,163件減少となっています。金額については6月の新薬の影響がありますので差はわずかですが、レセ件数がだいぶ減っていますので、やはり新型コロナウイルスによる受診控えの影響と推測しています。

久世会長

説明について何かご意見はありますか。はい。

玉置委員

前回の緊急事態宣言出たときですね、5月の診療分がやっぱりちょっと、この国保運協の中でも話がしたと思うんですけど減ってたんですね。6月にちょっと療養給付費が戻ったねって言いながらも、実はレセの件数からいくと減ってて、やっぱり1人当たりの単価が多分上がってるなというような傾向かな。今、あと6月の新薬のところからやっぱり1人当たりの金額が上がってきてるな。今回緊急事態宣言これって発出されて、これまだ12月1月が出てきてないんで、そこが出てくると、宣言が出ると多分、医療にかかる人が減るのかな、控えるのかなっていうような、そういう傾向がちょっとこれから見られるのかなという気がするのです。次回、例えばこの12月1月のところの数字がまた出てきたら、またそういった検証なんかもされる方がいいのかなと思います。

久世会長

他にご意見ありませんか。はい、宮本委員。

宮本委員

療養給付費のことではないんですけど、書面開催でやった第1回の会議の傷病手当金の申請状況はどうなっていますか。

舟橋課長補佐

現在、お問い合わせを1件いただいております。書類も送付させていただいておりますので、その方からは申請があると思います。その他にはまだ該当される方の申請はございませんので、今のところ予定で1件です。

宮本委員

わかりました。

久世会長

被保険者、対象者にあまり陽性者がいなかったということですか。

舟橋課長補佐

被用者に限られますし、また休業期間の間も給料が払われてる方っていうのは、対象にならないものですから、全く払われなかったか部分的に払われて金額が少なくその差額分を傷病手当金でというそこまで該当する方が今のところ恐らく1人。現時点ではおひとりかなというところですよ。

久世会長

宮本委員、よろしいでしょうか。

宮本委員
久世会長

はい、大丈夫です。

他にご意見ありますでしょうか。では僕から。

まあ傾向を見るのはこの協議会としては大事だと思うんですけど。結局4月5月以降の流れをみると反動というものはそれほど見られない。まあずっと減りっ放し。この1月2月3月と緊急事態宣言が長引くことで、結局、もう療養給付費は減っていく傾向にありそうだということでしょうかね、事務局の見解はどうでしょうか。先生方の所感としてはどうですか。

木村委員

減ると思います。今年はインフルエンザがないので。例年であればやっぱり1日に20人、30人は多分診ていると思うので、それがほとんどゼロです。やっぱりその分は積み重ねだと大きい。

久世会長
木村委員
久世会長
木村委員
玉置委員
久世会長
丸山委員

去年は12月くらいから流行っていましたか。

12月くらいから流行っていました。去年は早かったから。

コロナといわれる状況になったらびたっと。

今年は多分全国的にもすごく少ないと思います。

聞かないですもんね。

他にご意見いかがですか。よろしいでしょうか。丸山議員。

私も子ども3人学校行ってるんですけど、例年でしたら今くらいの時期って学級閉鎖、インフルエンザ、どこでもよくある話なんですけど今年全く聞かない。コロナで病院行くとウイルスもらっちゃうかもしれないっていうふうに、行き控えてるのかなっていうイメージがあったんですけど。ただそういうことを見ると、実際には手洗いうがいとかマスクとか気をつけてるから、本当にインフルエンザとか風邪とかかかりにくくなってるのかなっていう気がします。これ生活様式に関わる話なので一時的じゃないかもしれないなど。しばらく生活習慣の中でウイルスに気をつける習慣がしっかりされているとこういうレセプト件数が少ない状態は続くんじゃないかなっていうふうに私は思いました。医療現場でやられている実感がもしあったら教えていただきたいんですが。

桑原委員

はい。仰るとおりですね。どちらかという自分の身を守るという意味でウイルスが流行っている場合はこられる方が多いんですけど、病気もあるんですけど、やっぱり話したいっていう方は、そういう中でも病院の方に行かれるっていう方も実際いらっしゃるんで、慢性期の病気の方とまた急性期の病気の方ではちょっと結果とか人数は違って来るかもしれません。でも小児科なんか特にそうなんですけど、国が全額負担をしてくれるような状態だと皆さんよく来てたんですけど、あんまりそこに行くときまた違う病気、コロナにかかっちゃうってことになるともう、ほとんど今まで行ってたような状態でも行かないっていうのが現状にあるっていうのはちょっと聞いてますね。であれば年齢的なものと自分がどういう病気を持ってみえるかとその時の環境によってまた違って来るんじゃないかなと思います。

丸山委員
桑原委員
久世会長

ありがとうございました。

はい。

では事務局として。増減率では1人あたりは、結局プラスなんですよ。

3.8%。給付費。

河合課長

先ほど言っていましたけど、多分1人当たりの減少、本来だとするんだらうなと思います。で、1人当たりという、この人が言ってるわけではなくて今、先生方がおっしゃったみたいに医療費を総人数で割っているのですので、やっぱり行かれる方が少なくなれば、1人当たりも減るだらうなと思います。あんま

り変わってないのは夏にお話をした高額な治療が出たということがあるかなと思いますので、意見を交換していただいとおりかなというふうに思います。ただ高額な薬品が増えていることは事実なので、そういったものでぼんぼんと医療費が上がっていくということは、懸念としてはある。小さな疾患かもしれませんが風邪とかインフルエンザが減っていくということはよいことかなと。

久世会長

他にご質問はありませんか。よろしいでしょうか。では議題2を終わります。次に事務局からの報告です。お願いします。

舟橋課長補佐

はい。それでは、資料4「その他の報告事項」をご覧ください。

初めに来年度、令和3年度当初予算案についてです。初めに会長からの報告にもありましたように、答申において税率改正を示しましたので、それに基づいて計算した保険税収納額や県の本算定で示された納付金などを反映させ予算案を作成しました。2月定例議会で上程する予定です。

次に国民健康保険税条例の改正についてです。改正点は2つで、ひとつは答申に沿って医療分の所得割率と医療分、介護分の賦課限度額を改正するものです。二つ目は基礎控除の10万円引き上げに伴う軽減判定基準額の計算方法の改正です。下に7割軽減の例を載せていますが、現行では「総所得額が33万円を超えない」という基準になっていますが、改正後では「総所得金額が43万円+（10万円×給与及び年金所得のみの被保険者-1）を超えない」となります。給与と年金所得者は所得換算する場合の控除額が10万円引き下げられたことにより判定所得が上がってしまうため軽減判定金額を上乗せする措置を講じるものです。

続いて国の税制改正関係です。この数年間、毎年「軽減判定金額の増額改定」と「賦課限度額の改定」が行われていましたが、今年度はコロナの影響で正しい推計ができなかったことから見送る方向性が示されています。12月10日に決定された令和3年度与党税制改正大綱では国保税の課税限度額と軽減判定所得基準額の引上げは盛り込まれず据置きが決められました。

同じく国の財政制度等審議会ですが、令和2年11月25日に令和3年度予算についての建議を提出しました。国保関係では1法定外繰入の解消、2県内保険料水準の統一等が盛り込まれました。また生活保護制度における医療扶助の適正化等の観点から生活保護受給者の国保、後期高齢者医療への加入の検討も取り上げられましたが具体的な検討時期などは明示されていません。

続きまして2枚目、今年度の補正予算についてです。2月26日（金）から2月定例議会在が再開されますが、今年度の国保特別会計の歳入歳出で不足が発生しそうなものについて補正予算案を提出しています。主なものは、歳入では保険税収入の滞納繰越分について12月末実績から前年度比で約30%減になっていますので約3,000万円を減額補正します。この穴埋めのため国保事業基金から約3,000万円増額補正します。歳出では高額療養費で例の超高額薬剤の使用により患者負担分の大半にあたる3,300万円の支出があったことからこの分を増額補正します。なおこの3,300万円については歳入で県補助金である保険給付費等交付金（普通交付金分）を同額計上しており市の持ち出しはありません。また新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免において、既に納めていた令和元年度分約100万円について特別に還付を実施したことから還付金の予算不足が懸念され、今後のことを含め約170万円を増額補正します。全体として差引しますと歳入歳出それぞれ3,312万5千円の増額補正を予定しています。

最後にもうひとつ別でお配りした資料です。今年もこの運営協議会で子どもの均等割の軽減についてご協議をいただきました。時期尚早として今年度の答申本文には盛り込まれませんでした。国の方で動きがありまして、厚労省の社会保障審議会医療保険部会で12月23日に来年度の医療保険制度改革の方向性を示した「議論の整理」が取りまとめられました。その中で国保保険料の均等割部分について、未就学児を対象に5割軽減する制度を導入する方針を明記しました。内容としては、未就学児を対象に均等割部分を全世帯一律に5割軽減。所得制限は設けない。軽減費用は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。また法定軽減（7.5.2割軽減）世帯は法定軽減後の均等割部分について5割軽減となります。施行時期は令和4年4月からということです。この未就学児の均等割5割軽減が犬山市の場合どのくらい影響が出るかということ、現在国保加入者の5歳未満の人数は約200人で、うち法定軽減世帯がどのくらいなのかかわからないのですが、全世帯法定軽減世帯ではないと仮定すると、軽減額は均等割額（医療分18,960円+後期分9,360円）×1/2×200人=2,832,000円となります。このうち犬山市で負担する分は1/4なので708,000円ということになります。子どもの均等割については全国知事会、市長会などから対象を拡大する要望も出ていますので引き続き注視していきたいと思えます。以上まとめて全部説明させていただきました。

久世会長
岡委員

今の説明でご意見、ご質問ありますか。はい。

今の説明の一番最後のところね。子どもに係る国保税の中の均等割の減額措置の導入というのは、僕はこれ非常に大きな好機だというふうに思っています。説明の中にあつたように、僕も市長に対して市長が市長会でこういうことを働きかけべきだということと言って、山田市長もそれに同意するという、発言を受けて、市長会としてこういう意見を出すべきだということによって全国市長会の意見になってきたという、僕はそういうふうに思ってるんですけども。それも一つの大きなきっかけだったと思うんですけども。なかなか動かない国がね、やっぱりこうして動いたっていう背景は、事務局は、そうして今も市長会の動きとかあつたんだろうし、コロナ禍の中でね、やっぱり子どもを抱えている世帯が苦しかったのかなっていうのも、国の方も考えたのかなと思ったりしてるんですけども。事務局としてね、これだけ早めに、想像よりも早く国の方が動いたことをどんなふうに推察しているのかっていうのが1点と、もう1点は未就学児に限るとということなんですよ。それだけでもやっぱり気持ちとすれば、18歳未満のすべての子どもの均等割を無しにするか減額していくということが筋だと思っています。国の方も未就学児に限定してますけれども、今後、18歳未満の子どもに対して適用を広げていくという動きがあるのか、それとも、今は7割5割2割軽減の半額、軽減のない人も半額ということなんですけれども、これを全額にしていこうというふうなのか、その辺で、国の動向みたいのがわかれば教えてほしい。

舟橋課長補佐

私から申し上げるのもどうかと思いますが、まず1点目国の動きについて、本当に予想外に早くですね均等割の方を未就学児に限ってですけれども減免するということが国の方からポンとでは思っていませんでした。これが出たのが12月の終わりぐらいの、会議で取りまとめられて、実際私たちが活字として目にしたものが1月入ってから、1月中旬ぐらいだったと思います。ちょっと慌てまして、そうこうしてるうちにいろんな国保新聞ですとかそういった印刷物でも出てくるようになりまして、この予想外に早かったなというふうに思っております。

もう一つの方ですが18歳未満の子どもを対象にするような、そういった拡大の方向ですね、そういったにつきましては、市長もいろいろ子育て施策、特に今は多子多胎世帯への支援という形で考えておられまして、この中でも均等割に部分につきましては、市長もぜひ取り組んでいきたいというふうに、意向があるようです。ただどこまでを対象とするかとかどういった割合でやっていくのか、そういったものがまだちょっと検討を要するところかなということですね。あとこの全国一律に子どもの均等割、未就学児の5割軽減っていうのができたことによって、おそらく国保のシステムの方も標準のベースができると思います。そういったものをしていかなければいけないでしょうから。それにプラスアルファで、犬山市独自のそういった対象を拡大するとかそういったことをやることになった場合、どういったカスタマイズが必要になってくるのかというところがまた難しい問題でもありますので、一度ちょっと情報を仕入れながら、少し検討していきたいと思っています。また来年国保運協の方でもいろいろご検討いただくのではないかなという想定をしておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

岡委員

もう一点聞いていいですか。全国の先進自治体で、この子どもの均等割の軽減を図っている自治体が多くあります。国と各市町村が、今の半分持つっていう、未就学児について半分持つっていうのは、そこにとっては非常に大きな朗報、自分たちで予算を組んで国で持ってくれるわけですので、今のこの令和4年度から未就学児についてそういうシステムが、半分、公が持つというシステムが導入されるわけですね。そうすると例えば先進自治体で犬山市も検討に入ったとしてそういうシステムが導入されるのであれば、その未就学児だけでなく例えば18歳未満、未就学児を除く18歳未満についても、単独でそれぞれの自治体でその分持とうじゃないかっていうのはシステム的には可能になるような気がするんですけども、システム的にはですよ。政治判断はどうするかですけれども、その辺はどんな、そう、システムが、そういうシステムが導入されれば、ここのところ18歳未満もそういうふうにして市独自に操作できるような気がするんですけど、それはどうなんですか。

河合課長

今年の議論では、そういうものが全くなかったので、ほぼ不可能だという意味のお答えをしたと思いますが、それに比べれば、ハードルが低くなったという理解をしています。ただ趣旨として、これからどんどんシステムは標準化が進められていきます。システム経費が馬鹿にならないので、共同で調達をしていくとか或いは国がもう一律にそれをもう配るんだという、その方がいいという議論は昔からありますし、議会の中でもそうした方がよいというふうに皆さんおっしゃってくださっているとありますが、市独自の事業をすることと標準化を進めることは大いに矛盾をすることになります。だからそこまでの経費をかけてでもやる、最後は政治判断になってくるというふうに思いますが、これまで正直絶対できないと思ってたものが、ある程度直せば何とかなるのかなあという気になってきたことだけは事実です。ちょっとハードル下がったかなと思います。ただ、今後、例えば江南市と共同で調達をするであるとか、クラウドにするであるとか、そういった経費削減への動きを考え合わせると、市独自の施策というのは今後やりにくくなっていくというのは事実です。そこも含めて市長は先ほどのとおり引き続き議論していくことが、来年再来年すぐやるという雰囲気ではありませんでした。制度矛盾であるとかの根本的なところはおっしゃるとおりだというふうに思っているということですので、ちょっと時間

をかけて、中長期的に協議していきたいという意向は持っているようですので、息が長いかもしれませんが引き続きこの場で協議ができると思います。

久世会長
丸山委員

はい、よろしいですか。はい。

ちょっとこの補正予算についてことですが、補正予算の歳入で滞納繰越分が30%減っている。過去に払わなかった方の分を毎年遅れていただいていた分が30%少なくなったということなんですけども、やっぱりこの歳入のところ、お一人当たりの負担をどうやって減らそうかと一生懸命やっけていく中でこの制度の収入の一番根幹的なところだと思います。だから、税率をいろいろと議論したりいろいろされてるんですけども、払わなかった人にやっぱりそのまま払わなくていいよってというような空気だけは例えコロナにあっても、なって欲しくないのと、基本的には税金というのが過去の収入にかかるものっていうので、どうしても今仕事がなくってというような人がまた相談の制度がありますからそういうのは使っていただくってことでちょっと私も立場上、私から言いたくないんですけど、30%ってというのはちょっと見過ごせるような現状じゃないなと思ってます。こうやって、一番怖いのはモラルが低下して、みんなが払わなくなっていく。結果少ない払う人の負担がどんどん重くなっていくのは避けたいので、やっぱり、皆さんにどのようにしたら負担していただけるかっていうことを一生懸命こういう場で考えて決めてる話なので、根幹をなす収入のところはもうちょっとしっかり頑張っていたいただきたいなということ、国保運協の委員として言わせていただきます。

久世会長
舟橋課長補佐

徴収の仕方が変わったとかではない。

ではないです。もともと滞納整理機構とかあったころは非常に収納率もよかったですけども、そういうものがなくなって、そういうノウハウがちょっと収納の方の職員にも受け継がれていないことと、あと外国人の方が出国してそのまま払わないまま出国してしまっただけで徴収ができないような状態になってしまったりとか、あと転出して犬山市からいなくなってしまう。そういうことも多くなっているようで、初めに国保に入っていただくときに外国人向けのパンフレットもお渡しして、制度のご案内とともにメリットもあるんだから国保税も払ってくださいとお願いをしていくことを収納課の方とタイアップしてやっております。また外国人が多い企業さんについては、この2月3月にかけてお願いの文書をもって収納課の職員と一緒に伺って、これをお渡ししてお話していただくというようなことも展開していく予定しております。

久世会長
舟橋課長補佐

社会保険ではなくて国保なんですか。

はい、社会保険に入っていただくが一番いいんですけども、国保に入っただけの方も多いいものですから、そういった方については事業主さんからお話いただくということです。

久世会長

会社は社会保険の手続きをしていないから国保に入っていると。技能実習とかいろいろあるでしょうけど。雇用者ではないと。法人の雇用者だったら社会保険ですもんね。

河合課長

技能実習生とかそこら辺は多分社会保険適用の規則は守っていると思います。今一番課題なのは語学学校とか行ってらっしゃる方でアルバイトとかもちらんしていると思うんですけども、そういう人たちって正式には社会保険じゃないので国保になりますので、事業主さんというよりは語学学校とか大学生ですね、具体的に言っちゃっていいのかな、名経大でもかなりベトナム、中国か

らの留学生で学生さんを確保している。多くなっているの、そういうところかなっていうふうには思います。まあ会社がどこまで私も何かズルがあるのか、そんなどこまで踏み込んだことはないですが。

久世会長
河合課長

結構国保収入としては影響があるということですね。そういうところで。

まあそれが原因かわかりませんが、今回の補正は、国保財政を預かっているものとして、赤字で決算をくくるというわけにはまいりませんので、ちょっと危険性を加味して基金を繰入れさせていただいているという部分もあります。ただ現実には3割落ちているのは事実なので、12月の末コロナの影響もあって、今年は新たないわゆる差押えとか滞納処分はしないというような措置もとられていますので、それが直ちに収納率が落ちているということにはならないかもしれないかもしれませんが悩ましい部分ではあります。

丸山委員

外国人ってさっき言われましたけど、外国人っていうのは確かに難しいんですけど、そんなに比率的に多いんですか。そうではないと思います。あとそこじゃなくて、またコロナでこれからも外国人がここ数年で急増してるっていうわけでもないと思います。何倍もなってるってことはないと思います。また外国人が、これから減っていくかもしれない。だからそういうふうには思えば、もうしょうがないなっていうふうには思っほしくなくて、やっぱり課税制度というのがここにいる皆さんが一生懸命考えて、ここまでの払えるだろうって金額をやっているわけなので払えない人は払わなくていいよっていうようなムードにさせていただきたくないし、かかっている以上は徴収するというスタンスはしっかりやっていたきたいのは間違いないと思います。はい。だから、もちろんコロナで大変な人から無理やり取り立てるって言うわけじゃないです。ただ、しっかりとした手続きに沿って、しっかりとしたやり方してたら、30%も減るのかなという疑問があったのでどうかお願いなんです、やっぱり外国人が増えたからしょうがないじゃなくて、どうやったらじゃあできるかという方向でご検討願いたいと思います。

河合課長

直接的には今の事務は収納課がやっていますけれども、我々は賦課をしているので、先ほどのような十分な、周知であったり外国人の方の理解を求める必要はあると思っていますのでその部分については連携協力してやっていきたいと思っています。今のお言葉については収納課の方にもお伝えさせていただきたいと思っています。ちなみに外国人の国保の加入は、今年の頭だと800人ぐらい国保に入っていっちゃいます。そのうちの半分はベトナムの方、次いで中国の方となっています。市長や監査委員からも収納課全体にそういうお話が出てくるので、外国人対策も含めて収納部門でも取り組んでいただけるものと思っています。

久世会長

システムの方でちょっと気になったんですけども、これ令和4年の4月からやっていくということで子どもの均等割減免、来年度やらないといけないということですか、システム改修。ということは当初予算もう組んじゃって後は議会に出すばかりの状態だけど、補正予算で出てきて、来年度中に改修をやって、下手したら国が出してくるシステムへの全面移行って形になるわけですよ。それできるのかなと思うんですけど。

河合課長

まず国は、国保標準システムを既に出してありますけれども、これについてさっきのような議論があるのですぐに国保だけ乗せ替えようというような考えは今のところありません。そうすると個別にやはり改修を進めますが、国が法律に基づいてやることなのでパッケージの改修版がきっちり出てくるというふうには

思っていますから、それを適用していくという考えです。なので、その準備が整ったところで、情報政策部門と協議して契約、その適用費はもちろん補正を上げさせていただかなきゃいけないのかなど。来年度中のどこかで改修して4年4月に備えるというスケジュールになると思います。

久世会長

了解しました。他にご意見よろしいでしょうか、皆さん。それでは本日の議題はすべて終了とさせていただきたいと思います。今年度の運営協議会もこれで最後です。次は7月ですね。大分日が経ってますけども、お健やかに過ごしていただいてまたよろしくお願ひしたいと思います。では本日の会議はこれも閉会とさせていただいて事務局にお返しします。部長よろしくお願ひします。

吉野健康福祉
部長

はい。皆さんありがとうございます。コロナ禍の中です、6回にわたって慎重審議いただきまして、12月には答申をいただいた格好で、基本的には市長が答申に基づいた形で、今回予算計上させていただいて、2月議会提案させていただくという形でいきたいなというふうに思います。実質的には税制改正の引き上げの部分とわずかではありますがちょっと増税をしていただいたということで総体的には1%ぐらい増ですが、今後はもう少し上げていかなければいけないのかなというのが現状として残ってますが、また来年度につきましては、皆さんに慎重審議していただかなければいけないんですけど、ちょっとコロナ禍のなかどういふ状況になるかわかりませんので、それを踏まえてですね、また来年度も何回かにわたりご審議をいただく形になりますが、ぜひまたご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。本年度については本当にいろいろご教授いただきまして、ありがとうございます。

久世会長
河合課長

はい。ありがとうございます。

また、来年は7月ですがおそらく水曜日か木曜日、中旬ぐらいということになりますので、そうするときと14日か15日ぐらいになると思いますのでご予約ください。

(閉 会)

犬山市国民健康保険運営協議会規則第7条に基づき、この議事録を作成し、署名する。

署名

 (原本に 久世 高裕 署名)

署名

 (原本に 木村 央 署名)

署名

 (原本に 長野 和夫 署名)